

福岡高裁の不当判決に対する抗議声明

1月18日福岡高裁は、大分県の年金受給者が国を相手取り提起した年金減額分支払い請求事件について、控訴人らの控訴を退ける不当判決を言い渡した。

2012年11月、民主党、自民党及び公明党は、3党合意により国会でほとんど審議しないまま、老齢基礎年金等の年金額の「特例水準」を3年間で解消させる「特例水準解消法」を可決成立させた。これにより、全ての年金受給者の年金が3年間で2・5%も引き下げられることとなった。

これに対し、控訴人らをはじめとする全国の年金受給者が審査請求、再審査請求を行ったが「本件法令に対する不満を述べるものであって、『特例水準解消法』の違法性または不当性を主張するものと解することができない」として門前払いされた。

控訴人らは2016年5月27日、特例水準解消法による年金削減が私たちに保障された生存権（憲法25条）、財産権（憲法29条）、後退禁止の原則（国際人権規約社会権規約9条）に違反するものとして、減額された年金の支払いを求めて大分地裁に提訴した。控訴人らだけでなく44都道府県の5297人の年金受給者が全国39地裁に対して同様の訴えを提起してきた。

高齢者に対する年金は、本件訴訟の提訴時ですら「国民の最低限度の生活を保障する」水準に遙かに満たないものであったが、提訴後も状況はさらに悪化しており、自公政権下の10年で年金の実質価値は6・7%も減少している。高齢就労者数は増加の一途を辿っており、そのほとんどが非正規の低賃金労働者となっている。

こうした実態があるにもかかわらず、福岡高裁の裁判官は、あたかも国の主張をなぞるかのよう
に特例水準解消法を容認した一審判決（2021年5月27日言い渡し）を追認した。

私たちは、福岡高裁の不当判決に対して怒りをもって抗議し、直ちに最高裁に上告する。

2023年 1月28日

大分年金引き下げ違憲訴訟原告団・大分県年金引き下げ違憲訴訟弁護団

全日本年金者組合大分県本部・年金裁判を支援する大分の会